

## 成華園福祉学院 介護職員初任者研修事業研修学則

### (目的)

第1条 介護職は、高齢者などの利用者個人の尊厳を守ってその人らしい暮らしを支え、自立支援の為に介護・福祉サービスを提供する専門職であり、プロとしての高い倫理観と誇りをもって、利用者に適切なサービスを提供できるように知識及び技術を習得して、利用者及び社会から信頼される人材を養成することを目的とする。

### (名称)

第2条 成華園福祉学院 介護職員初任者研修事業

### (研修カリキュラム)

第3条 別添のとおり。講義は、通信制とし、茨城県全域を対象とする。また、添削指導の方法は、以下のとおりとする。

- (1)添削課題は、開講式の日到手渡しとする。
- (2)自宅学習期間の質問方法とし、質問は講義時間に行うものとする。電話での個別対応は実施しない。
- (3)添削後、講義での要点の説明および質疑応答。
- (4)回答・解説の配布。
- (5)不合格者には、講義終了後個別に質疑応答による添削指導
- (6)合格点に達するまで再課題の実施。

### (専任講師)

第4条 専任講師については、配置しないこととする。

### (研修終了の認定方法)

第5条 茨城県介護職員初任者研修に係る事業者及び研修指定要綱に定める所定のカリキュラムを全て終了し、「9.こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得が評価され、かつ終了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された場合に修了証明書を交付し、修了認定を行う。

### (受講資格)

第6条 次の者に受講資格を認める。

今後、福祉・介護業務に携わる可能性のある者で、開講オリエンテーション時に本人確認のための身分証の写しを提出することを了承する者。

### (受講手続)

第7条 募集手続きは以下のとおりとする。

- (1)当法人指定の申込用紙に必要事項を記載のうえ、身分証明書と一緒に期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込み受け付けは終了とする。
- (2)当法人は、書類審査のうえ、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者あてに通

知する。

(3)受講通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。

(4)当社は受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。

(受講料)

第8条 受講料は、

一般 53,000円(テキスト代込み + 税別)

学生 33,000円(テキスト代込 + 税別)

とする。

(キャンセル料)

第9条 研修開始前のキャンセルについては、講座開始日の10日前までの場合はキャンセル料(1万円)を差し引いた金額で受講料を返金する。研修開始後については応じない。また、受講の取り消しに該当した場合、受講料の返金は一切ない。

(遅刻・早退・欠席の取扱)

第10条 講義開始20分以内の遅刻は終了後20分の補講をする。開始20分を超えた場合は、欠席とみなす。欠席者に関しては、次回の講座で補講を実施する。講義・演習・実習は、一切の早退は原則として認めない。

(補講の実施)

第11条 すべての講義・演習において補講は可能とし、原則として当法人で行う講座を受講する。費用については、欠席時は2回目まで無料とし、3回目以降は1時間1000円とする。補習の場合、1時間1000円とする。

(受講の取り消し)

第12条 次に該当するものは、受講を取り消すことがあるものとする。

(1)無断欠勤が著しく受講態度の不良な者

(2)学習能力が著しく欠け、終了の見込みがないと認められる者

(3)研修の秩序を乱し、他の受講生に影響を及ぼす者

(受講中の事故等)

第13条 当該受講者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(個人情報の取扱)

第14条 個人情報の取扱については、以下のとおりとする。

(1)受講者の個人情報の適正な管理を実施する。また、事業実施により知り得た個人情報を他者に知らせたり、不当な目的に使用しない。

(2)受講者等が実習棟で知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用することがないように受講生の指導を行う。

(3)なお、茨城県の管理する修了者名簿への登載を目的として、茨城県に対し、修了者の個人情報を提供する。